【確認④】

複数の取引をIつのインボイスで請求する場合

消費税計算「|インボイスにつき|回」とはこういうこと!



右図の場合、仮に取引ごとに 消費税額を計算すると…。 (1円未満を切り捨てた場合)

トマト: 13,861×8%=1.108 $\ell' - 7 \times 13,199 \times 8\% = 1,055$

8%合計: 2,163 円となり、

|回だけ消費税を計算した場合

とはズレが生じます。

(税込) 60.19 7 F		請求書		〇年11月30日 (株)△△ (T123…)	
取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	(注) -
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	→2,164
10%対象計				28,158	2815

[税抜金額を基に計算する場合]

注)個々の商品ごとの消費税額を参考として記 載することは差し支えありません。

税抜価額を税率ごとに区分して合計し た金額に対して 10%又は8%を乗じ て得た金額に端数処理(→)を行い

↑ ↓ 国税庁「適格請求書等保存方式 (インボイス制度) の手引き (令和 4 年 9 月版)」

より抜粋



左図は「税込金額を基に計算する場合」。

たとえば

取引ごとに消費税額を計算→税込金額を明記 したときには、その税込金額を合計した後に、 内税額を | 回計算します。

8%対象:29,223 × 8/108 = 2,16410%対象: $30,972 \times 10/110 = 2,815$

【確認⑤】

「インボイス」は全事項が | 枚に記載されていなくても OK です!

「複数の書類相互の関連が明確」 であり(右図でいうと納品書番号)、 複数の書類で必須事項が全て揃えば 「Iインボイス」になります。



なお、「インボイス」は 「請求書」に限らず 「納品書」「領収書」でも OK! 様式の決まり(法令)もありません! もちろん「手書き」でも 必要な全項目が書いてあれば それも立派な「インボイス」です! ただ、消費税の端数処理計算も いちいち気にするのは面倒…という方は 作成ソフトの利用もご検討ください! (5月号でご案内した一例です↓)

MISOCA ⊨

https://www.misoca.jp/



事務所の近況 先月6月9日 所長のお誕生日会をしました!



「税率ごとに区分した消費税額等」 ※端数処理は請求書につき税率ごとに1回



は適格請求書の記載事項

「小売業」・「飲食店業」・ その他「不特定多数の方を相手にする事業」の皆さまへ

「適格簡易請求書」の発行ができます!



- ・受領者の名称は省略可
- ・税率ごとに区分した消費税額

or 適用税率

のどちらかを記載する(両方でも可)

発行されている領収書などを もう一度ご確認ください!